



令和3年7月21日

育児休業給付金の受給期間延長申請に関する見直し

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る厚生労働省の取組—

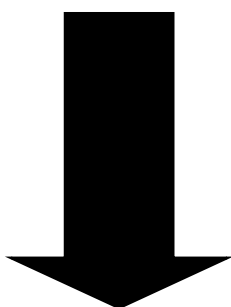
きっかけとなった行政相談の要旨 ～延長申請が認められなかったケース～

- ① 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかった。
- ② 子供が1歳になるまでに保育所の入所申込みを行ったが、入所希望日を誕生日以降としていた。
- ③ 子供が1歳になるまでに保育所の入所申込みを行ったが、既に申し込みの時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていた。



制度が誤解されやすく、このような相談が多く寄せられました。

行政苦情救済推進会議の意見（※）を踏まえ、
総務省行政評価局から厚生労働省へあっせん



※ 行政苦情救済推進会議の主な意見

- 明確で具体的な判断基準を整理し、誰が読んでも誤解がないようにすることが必要
- 企業などの労務担当への周知徹底と、保育所の申込先である市町村への情報共有が必要

<あっせん>

延長給付が認められる具体的事例と判断材料の整理

厚生労働省の対応状況（令和3年6月25日回答）

具体的な相談事例が整理されたリーフレットを作成し（別紙2参照）、以下を都道府県労働局に指示

- ① リーフレットを活用し、育児休業給付金の支給対象期間延長申請手続について、受給者及び事業主に対してわかりやすく周知すること。
各局において独自に作成しているリーフレット等についても、差し替え、又は改訂等を行うこと。
- ② リーフレットの内容について、都道府県労働局等を通じて各都道府県や市区町村に周知すること。



あっせんの内容は別紙1
「あっせんのポイント」、
対応状況は別紙2「回答」を
見てね！



<連絡先>

総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111（代表）

令和 3 年 3 月 24 日



育児休業給付金の受給期間延長申請に関する事例・判断 材料の整理と制度の改めへの周知に向けた見直し

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、育児休業給付金の受給期間延長申請における手続をより分かりやすくしていくために、令和 3 年 3 月 24 日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、全国における行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容 ～延長申請が認められないとされた三つの類型～

- 類型① 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった。
- 類型② 子供が 1 歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が 1 歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった。
- 類型③ 子供が 1 歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が 1 歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていた。

判明した事実

復職の意思があつて保育所の入所を申し込んだのに延長が認められないと決めつけるのは不親切では？



保育所に空きがなくても入所申込みが必要であること、入所希望日は 1 歳の誕生日までの日付としなければならないことなど、誤解や制度の不知に加え、ハローワークにおける対応の違いもあり、類似の苦情がやまないこと。

行政苦情救済推進会議注の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

《あっせんの内容》

保護者等の雇用継続を援助、促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 育児休業給付金の延長給付が認められる具体的な事例と判断材料を、分かりやすく整理すること。
- ② 上記で整理した事項を含め、育児休業給付金の延長申請手続について、延長を審査する公共職業安定所、申請側である事業主や被保険者、保育所入所の申込先である市町村等に改めて周知すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）
詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html

※詳細は次頁参照

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111（代表）

制度概要

(育児休業給付金の受給期間を延長するための手続等)

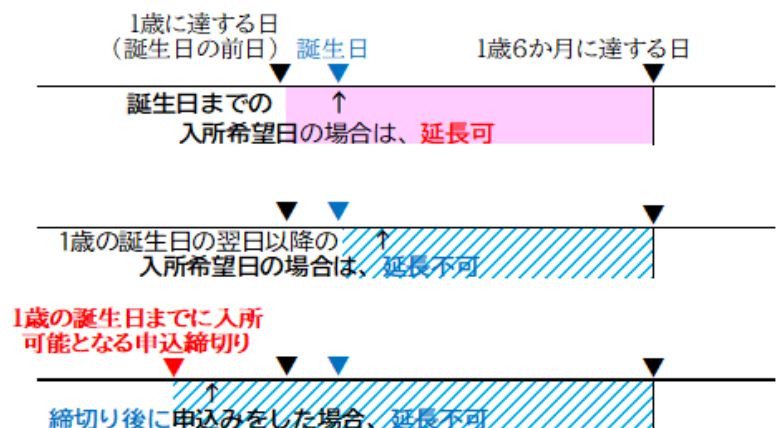
- 育児休業の申出に係る子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後について、公共職業安定所長宛てに育児休業給付の延長手続を行う場合、以下の要件を満たしていることが必要
- あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、
- 市町村から子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていること

行政相談・類型②③

(誤解されやすいケース) (パパ・ママ育休プラス制度は要件が異なる。)

例：1歳6か月までの延長

- ◎ 延長可
(誕生日までの日で入所希望)
- × 延長不可
(誕生日の翌日以降の日で入所希望)
- × 延長不可
(誕生日以前に申込締切り)



厚生労働省の見解

- 受給期間延長(1歳6か月まで)について、類型①は保育所への入所申込みが必須となるものであるが、類型②③のケースは、認められる場合がある。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- 制度の周知とともに、行政相談類型①②③について、保護者が迷いなく判断できる明確で具体的な判断基準を整理したり、申込書の記載例を示すなど、誰が読んでも誤解がないようにすることが必要ではないか。
- この問題は使用者、企業などの労務担当への周知徹底と同時に、被保険者への周知を行うことの両面で改善を進めていくということが大事ではないか。具体的な判断基準を示し、市町村も含め、情報を共有するということが必要ではないか。

具体的な事例や判断材料が整理されて、改めて制度が周知されれば、申請する際の戸惑いもなくなるね！



職 発 0625 第 1 号
令和 3 年 6 月 25 日

総務省行政評価局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

「育児休業給付金の受給期間の延長申請に向けた見直し（あっせん）」への
措置結果（回答）

令和 3 年 3 月 24 日付総評行第 21 号「育児休業給付金の受給期間の延長申請に向けた見直し（あっせん）」について、別紙、令和 3 年 6 月 25 日付職保発 0625 第 1 号「育児休業給付金の支給対象期間延長申請手続の周知徹底について」のとおり、都道府県労働局職業安定部長あて指示したので、回答いたします。

以上

職保発 0625 第 1 号
令和 3 年 6 月 25 日

都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇 用 保 険 課 長

育児休業給付金の支給対象期間延長申請手続の周知徹底について

雇用保険関係業務の運営については、日頃より格段のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、育児休業給付金の支給対象期間延長申請手続について、令和 3 年 3 月 24 日付けで総務省行政評価局長より、行政評価事務所等において受け付けた行政相談等をもとに、厚生労働省職業安定局長宛て別紙のとおりあっせんを受けたところである。

あっせんの概要は、①育児休業給付金の延長給付が認められる具体的な事例と判断材料を、わかりやすく整理すること、②左記で整理した事項を含め、育児休業給付金の延長申請手続について、延長を審査する公共職業安定所、申請側である事業主や被保険者、保育所入所の申込先である市町村等に改めて周知すること、であり、これを踏まえ、以下のとおり指示するので、取扱いに遺漏なきようご配慮をお願いする。

1. 支給対象期間延長申請手続に関する周知徹底について

別添 1 のリーフレットを活用し、育児休業給付金の支給対象期間延長申請手続について、受給者及び事業主に対してわかりやすく周知すること。

なお、各局において独自に作成しているリーフレット等についても、当該リーフレットへの差し替え、又は当該リーフレットの趣旨を踏まえて改訂等を行うこと。

2. 関係機関等への周知徹底について

別添 1 のリーフレットの内容について、都道府県労働局又は公共職業安定所を通じて各都道府県の福祉主管部（局）や管内の市区町村の保育担当課等に周知すること。

育児休業給付金の支給対象期間延長について 『保育が実施されない場合』の相談事例をご確認ください

育児休業給付金の支給対象期間延長の対象は、**職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合**に限定されます。

以下の2つが要件となりますので、ご注意ください。

1. 市区町村で保育所等の入所申し込みを行う

2. 入所申し込み時に 入所希望日を1歳の誕生日以前とする

例えば、令和3年10月1日生まれの子の場合、1歳の誕生日である令和4年10月1日までの日を入所希望日として申し込む必要があります。

- 入所可能か市区町村に問い合わせをするだけでは支給対象期間延長はできません。入所の申し込みが必要です。
- 入所申し込みの際に、入所希望日を1歳の誕生日の翌日以降とした場合は、支給対象期間延長はできません。ただし、例外として、支給対象期間延長が認められる場合があります。

→**詳しい事例は裏面をご確認ください。**

- 1歳6か月から2歳までの延長要件の確認も同様に行います。

ご相談の多い事例

事例①

入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、申し込みを行わなかった場合

支給対象期間延長は認められません。

ただし、入所申し込み受け付けができないとされた理由が、以下のような場合は、申し込みを行えなかった旨の疎明書をもって対応できることがあります。

- 子が病気や障害により特別な配慮が必要で、市町村から保育体制が整備されていない等の理由により、入所申し込み受け付けができないとされた場合

事例②

入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降として申し込みを行った場合

原則、支給対象期間の延長は認められません。

ただし、以下のような場合は、延長が認められる場合があります。

- **申し込みの時点で誕生日までの入所が締め切られていた場合**

例) 令和3年2月1日生まれの子について、令和4年2月1日からの入所を希望して申し込もうとしたが、既に締め切られていたため、令和4年3月1日を入所希望日として申し込んだ場合

- **空きがなく申し込みを受け付けていなかった場合で、申し込み可能な最短の入所希望日で申し込みを行った場合**

例) 令和3年9月15日生まれの子について、令和4年9月1日からの入所を希望していたが、募集がなかったため、令和4年10月1日を入所希望日として申し込んだ場合

保育が実施されないことの証明

保育が実施されないことの確認は、原則として「市区町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」で行います。

上記書類を市区町村が発行することが困難な場合は、被保険者の疎明書をもって対応できることがあります。

詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークにご相談ください。